

相生市ため池の保全等に関する推進方針

目 次

1	推進方針	
(1)	目的	1
(2)	ため池管理の現状	1
(3)	推進方針の体系	2
(4)	推進期間	2
2	基本方針	
(1)	「まもる」	3
(2)	「いかす」	3
(3)	「つなぐ」	3
3	推進方策	
	「まもる」の推進方策	
(1)	管理者意識の向上及び施設点検の定着	3
(2)	緊急に対策を講じるべきため池等の整備	3
(3)	減災対策の推進	4
(4)	管理体制の維持・強化	4
	「いかす」の推進方策	
(5)	多面的機能の理解の促進	4
(6)	地域防災機能の向上	4
(7)	地域の環境保全と景観形成	5
(8)	地域の元気づくり	5
	「つなぐ」の推進方策	
(9)	歴史と文化等の記録・伝承	5
(10)	広報活動の推進	5
(11)	次世代を担う人と組織づくりの推進	5
4	推進体制	
(1)	推進方針の実施に係る各主体の役割分担	6
5	施策の着実な実施に向けて	
(1)	施策の点検・見直し	8

1 推進方針

(1) 目的

本推進方針は、平成27年3月に制定された、兵庫県の「ため池の保全等に関する条例」に基づき、ため池の適正な管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取り組みを推進していく「ため池市民運動」を相生市で展開するにあたり、基本的な施策の方向性や項目を示すことにより、この運動を総合的かつ効果的に推進し、ため池のめざす姿を実現していくことを目的とするものです。

農業用水の安定的な供給を図りながら、安全で安心な市民生活を確保するとともに、多面的な機能や地域特性を活かし、ため池を地域の財産として、次世代に継承しようとするものです。

(2) ため池管理の現状

相生市には、特定[※]ため池が89か所、特定外のため池が24か所あり、合計で113か所の農業用のため池が点在しています。

農作物のうち米は特に多くの水を必要とし、これまでも数百年もの間、ため池と水路は、農家に大切に守られてきました。

近年、堤体の老朽化や気候変動によるゲリラ豪雨、台風、地震の多発などにより、ため池の決壊による災害の発生が危惧されています。

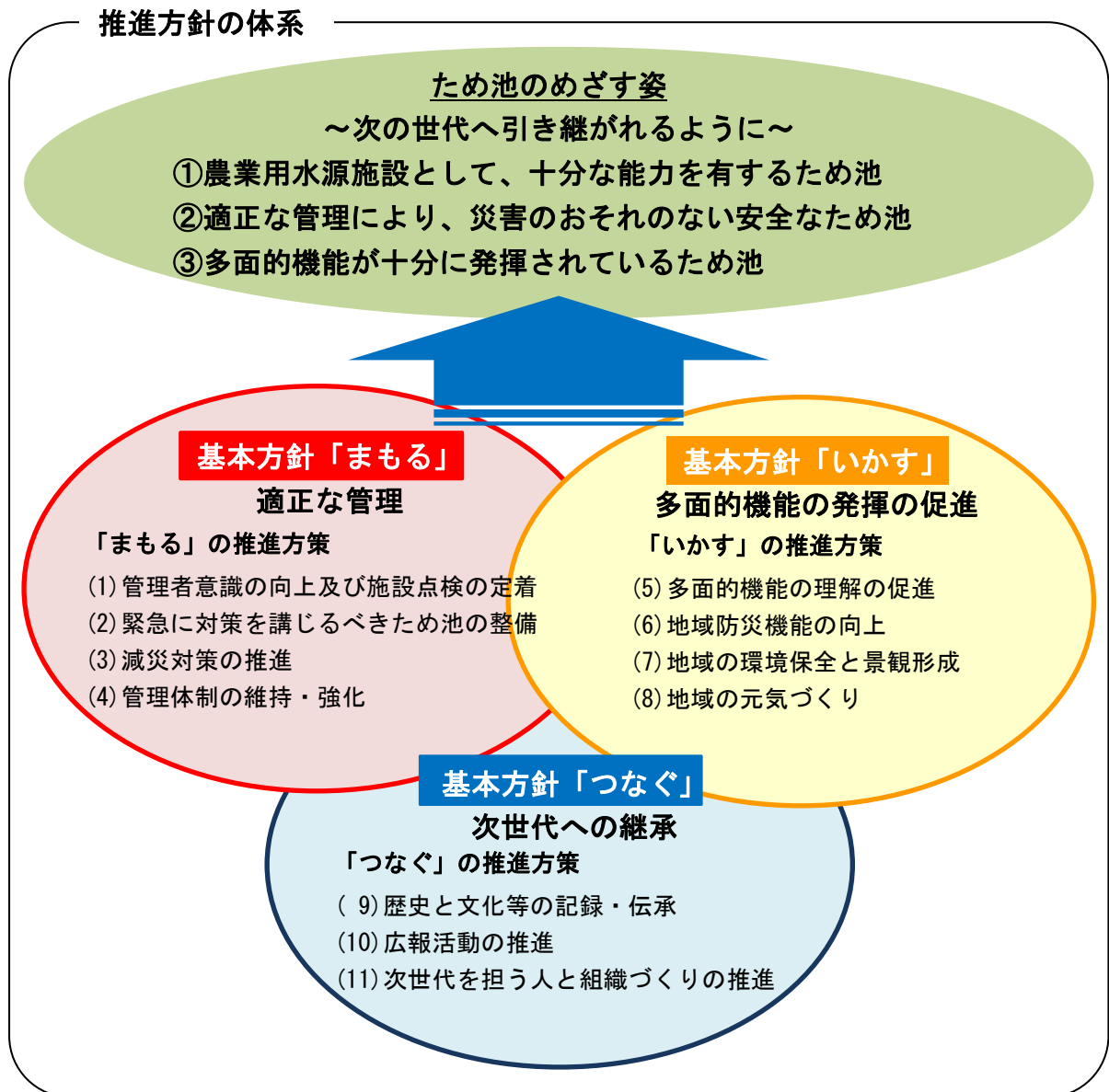
一方でため池は、農業用水の供給のみならず、水源のかん養、生物多様性の確保のほか、防災・土地景観・環境保全・歴史文化・レクリエーションなど有益で多面的な機能を有しており、市民生活に多くの恵みをもたらしています。

しかしながら、ため池の草刈りなどは多くの労力を必要とし、施設の維持補修にも多額の費用が発生しているほか、ため池管理者の高齢化や農家の担い手不足に伴い、ため池の点検など日常の管理が、徐々に困難な状況となることが予想されるため、ため池の管理体制を維持・構築するための効果的な手法を確立することが望まれています。

※特定ため池とは、兵庫県ため池の保全等に関する条例第2条第6号に規定する農業用水の利益を受ける農用地の面積が5,000㎡以上のため池

(3) 推進方針の体系

地域の貴重な財産であるため池を、次の世代に継承するために、ため池のめざす姿と、「まもる」「いかす」「つなぐ」の3つの基本方針で構成する推進方針の体系を、次のとおり示します。



(4) 推進期間

本推進方針の推進期間は、平成30年度から10年間とします。

ただし、ため池を取り巻く社会情勢の変化並びに施策の展開状況や達成度を検証し、おおむね5年後または情勢が変化した場合にその時点で所要の見直しを図ります。

2 基本方針－ ため池のめざす姿の実現に向けた施策展開の基本方針

(1) 「まもる」・・・適正な管理

農業用水の安定供給と決壊等の災害を未然に防止するため、管理者による適正な管理の徹底と管理体制の維持・構築を図るとともに、水害対策や耐震対策などのため池の整備を計画的かつ重点的に進める。あわせて、ハザードマップ作成等の減災対策を推進します。

(2) 「いかす」・・・多面的機能の発揮の促進

ため池管理者及び市民が、ため池の有する多面的機能に理解を深めるとともに、そのさらなる発揮に向け、防災機能の向上や環境保全、地域の元気づくりなど、多様な主体との協働や自主的な取組となるように推進します。

(3) 「つなぐ」・・・次世代への継承

ため池を貴重な地域資源として次世代に継承していくため、それらに関する情報の収集、保存、発信に努めるとともに、次世代を担う人材の育成や組織づくりを推進します。

3 推進方策－ 3つの基本方針に基づく推進方策と主な施策

「まもる」の推進方策

(1) 管理者意識の向上及び施設点検の定着

ため池の管理者としての意識低下や防災に対する認識不足は、管理の粗放化を招き、災害発生リスクを高めるおそれがあります。

このため、管理者の防災意識の向上を図るとともに、草刈りや施設点検などの適正な日常管理の徹底を図るために必要な施策を実施します。

(2) 緊急に対策を講じるべきため池の整備

耐震照査の結果、耐震性不備と判断されたため池については、地震による決壊によって災害を招くおそれがあるため、ため池耐震化対策工事を計画的に実施します。

また、定期的なため池点検を行い、漏水や施設の機能不全など、構造上問題があると判断された要改修ため池については、施設改修などを計画的かつ重点的に推進します。

また、農業用水源施設の役割を終えたため池については、必要な防災対策を施したうえで廃止に向けて管理者と協議します。

(3) 減災対策の推進

地域の安全・安心を確保するためには、ため池の防災対策に加え、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための減災対策の取組が不可欠であります。

このため、ハザードマップの作成や避難訓練等のソフト対策を充実させます。

また、点検等により施設の異状を発見した場合は、管理者に対して保全計画書の作成を促すとともに、その計画に基づき必要な措置（水位の引き下げ等）を講じるよう指導します。

(4) 管理体制の維持・強化

農業者の高齢化と減少に伴い、ため池管理の粗放化が問題となりつつあります。

このため、管理体制の維持・構築や施設管理に係る省力化技術の導入等を進めるとともに、多様な主体の協働による体制や、公的支援を含めた新たな管理体制の構築に向けた取組を進めます。

「いかす」の推進方策

(5) 多面的機能の理解の促進

ため池が有する多面的機能を十分発揮させ、市民誰もがその恩恵を受けるためには、多くの人々に多面的機能の大切さや素晴らしさを知ってもらい、それらを活かす取組に参加してもらうことが重要であります。

このため、多面的機能の価値やため池の重要性について理解を深めるために、情報発信や参画しやすい機会の提供を進め、多様な主体の連携と協働により、ため池の多面的機能のさらなる発揮に向けた取組を展開します。

(6) 地域防災機能の向上

洪水時や非常時において地域の暮らしを守るため、事前放流による洪水一時貯留容量の確保、防火用水等、非常時の水源としての活用を進めるとともに、農業用水利施設以外での利用における、安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

(7) 地域の環境保全と景観形成

ため池は、人工的に造られたものであるが、堤体の法面や水辺空間には二次的自然が形成され多様で豊かな生態系を有している。また、水辺の景観は、市民生活に潤いとやすらぎをもたらしています。

ため池が有するこれらの環境保全機能や景観形成機能の維持・向上を図るため、生態系や景観に配慮した施設整備を進めるとともに、多様な主体の協働による保全活動等を推進します。

(8) 地域の元気づくり

ため池の水辺空間は、人々が集う交流の場や、先人から受け継がれた歴史的・文化的に高い価値を有するものもあり、地域住民にとっては、誇りや愛着心にもつながっています。

ため池が地域資源として価値をさらに高め、地域の活力と賑わいを創出するため、これを活用した地域イベント等の開催や歴史的価値のある施設の保全など、地域の元気づくりを推進します。

「つなぐ」の推進方策

(9) 歴史と文化等の記録・伝承

ため池は江戸時代以前に築造されたものが多く、古くから生活に密着した存在として、歴史や文化を有する貴重な施設であります。

これらの施設にまつわる、歴史や文化・言い伝えを、地域の身近な学習素材として活用するとともに、その施設の保全活動・被災・改修履歴等をデータベース化し、研究・計画・施策立案への活用や、災害の教訓を伝承する等の取組を推進します。

(10) 広報活動の推進

市民一人ひとりがため池等の適正な管理に加え、多面的機能の発揮の促進に取り組むことは、地域の貴重な財産であるため池の次世代への継承につながるものであります。

このため、一人でも多くの市民に実践活動に取り組んでもらえるよう、各種広報媒体の特性を活かすなど、重点的かつ計画的で、親しみやすい効果的な広報活動を展開し、情報発信を推進します。

(11) 次世代を担う人と組織づくりの推進

ため池の適正な管理や、多面的機能の発揮の促進に向けた取組を将来に渡

って継続するには、その活動や取組を担う人材や組織づくりが必要不可欠であります。

このため、地域の将来を担う小学生や次世代を担う青年層などを対象とした、ため池教室や学習会、地域リーダー研修などを実施します。

4 推進体制 —施策の円滑な実施に向けた推進体制の構築

本推進方針に基づく施策の実施にあたっては、それぞれの施策を効率的かつ効果的に展開するため、関連部署が連携し、円滑な実施に向けた推進体制の構築が必要となります。

そのため、推進・実施主体間が情報共有を図りながら、施策の評価・見直しや課題解決に向けた検討を行う場を整備することにより、推進体制の構築を図ります。

(1) 推進方針の実施に係る各主体の役割分担

ため池のめざす姿を実現するためには、ため池管理者が主役、市民がパートナーとなり、さらには、企業、学校・大学、NPO、その他関連団体等、地域社会を構成する様々な主体と連携を図りながら、「ため池保全市民運動」として、ため池の保全活動に取り組むことが重要であります。

行政（相生市及び県）は、本推進方針に基づく各種施策を着実に実施するとともに、ため池管理者及び地域住民等による保全活動を支援します。

各主体の主な役割を次に示します。

【ため池管理者】

- ① 適正な管理の実施
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた取組
- ③ 次世代への継承に向けた取組

【地域住民】

- ① 適正な管理への参加・協力
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた活動への参加・協力
- ③ 次世代への継承に向けた参加・協力

【相生市】

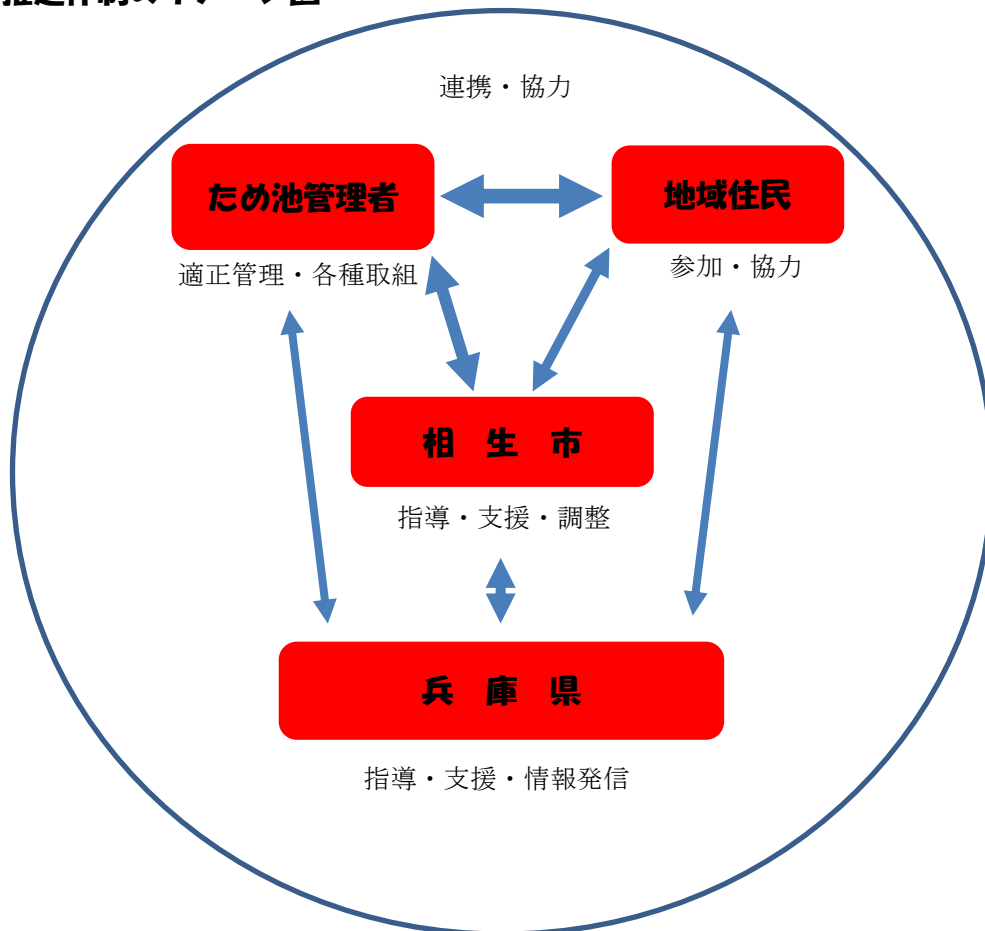
- ① 課題解決に向けた施策の立案と施策の展開、普及啓発

- ② 住民に身近な行政として多様な主体との連携による取り組みの調整
- ③ ため池管理者に対する指導、支援
- ④ 地域や地域団体に対する支援（防災情報・伝達体制整備等）

【県】

- ① 広域行政として多様な主体との連携による取り組みの支援
- ② 市に対する技術支援・指導・情報提供
- ③ コーディネーターとしての機能の発揮

推進体制のイメージ図



5 施策の着実な実施に向けて

(1) 施策の点検・見直し

各施策の実施にあたっては、施策間や実施主体間の連携を図り、PDCAサイクルによる定期的なチェック・見直しを行いながら、総合的かつ効果的に推進するとともに、施策の展開状況や達成度を検証し、その結果に基づき、効果的な施策の展開に向けての工夫や見直しを図ります。

